

**3203.00 1 . 粗製のクロロフィルペースト**

本品は、蚕のふんのアセトン抽出物であり、特異なおいを有する黒色のペースト状物品で、クロロフィル8%、キサントフィル、ろう、揮発成分（主として水）47%等から成る。

通常、含有するクロロフィルの分子中のマグネシウム原子を銅原子で置換し、精製して銅クロロフィル18%を含有するペースト状の物品とし、これをチューインガム等の着色剤として使用する。そのほか、精製クロロフィル、銅クロロフィリンナトリウム、フィトール及びキサントフィルの製造原料としても利用することができる。

本品は、その製法、組成及び用途からみて、天然色素（クロロフィル及びキサントフィル）を得ることを主目的とする粗製抽出物と認められる。

本品は、通常そのまま食品の着色剤としては使用されないが、関税率表解説の第32.03項の例示物品をみると、同項には本品のような天然色素の粗製抽出物を含むと解される。本品は、動物性生産品である蚕のふんから抽出された物品であるので、動物性着色料として本号に属する。